

次期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画及び 千葉県次世代育成支援行動計画の策定について

令和元年 9 月 2 日
子 育 て 支 援 課

子ども・子育て支援法による「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と次世代育成支援対策推進法による「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」は、今年度が現計画の最終年度となるため、県の関係諸計画との調整を図りながら、次期計画を策定します。

1 現計画の概要

	千葉県子ども・子育て支援事業支援計画	新 千葉県次世代育成支援行動計画 (前期計画)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法 62 条の規定による法定計画 市町村が行う子育て支援施策を支援する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法 9 条の規定による都道府県行動計画 県が進めて行く次世代育成支援対策の方向性や目標を総合的に定めた計画
期間	平成 27 年度～令和元年度(5 か年計画) ※平成 29 年度中間見直し	平成 27 年度～令和元年度(5 か年計画)
会議	千葉県子ども・子育て会議	次世代育成支援対策推進本部／幹事会 次世代育成支援対策千葉県協議会

2 次期計画の策定

- 「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」は、重複する項目が多いことから一体的に策定する予定。（なお、他の都道府県においても、両計画を一体化して策定しているところが多数。）
- 「千葉県子ども・子育て会議」及び「次世代育成支援対策千葉県協議会」の意見を伺いながら、児童福祉法改正等及び国の関連施策の動向を反映させるとともに、国が示す基本指針に即し、県が推進する子ども・子育てに関連した施策の方向性や目標を定める。
- 計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間。

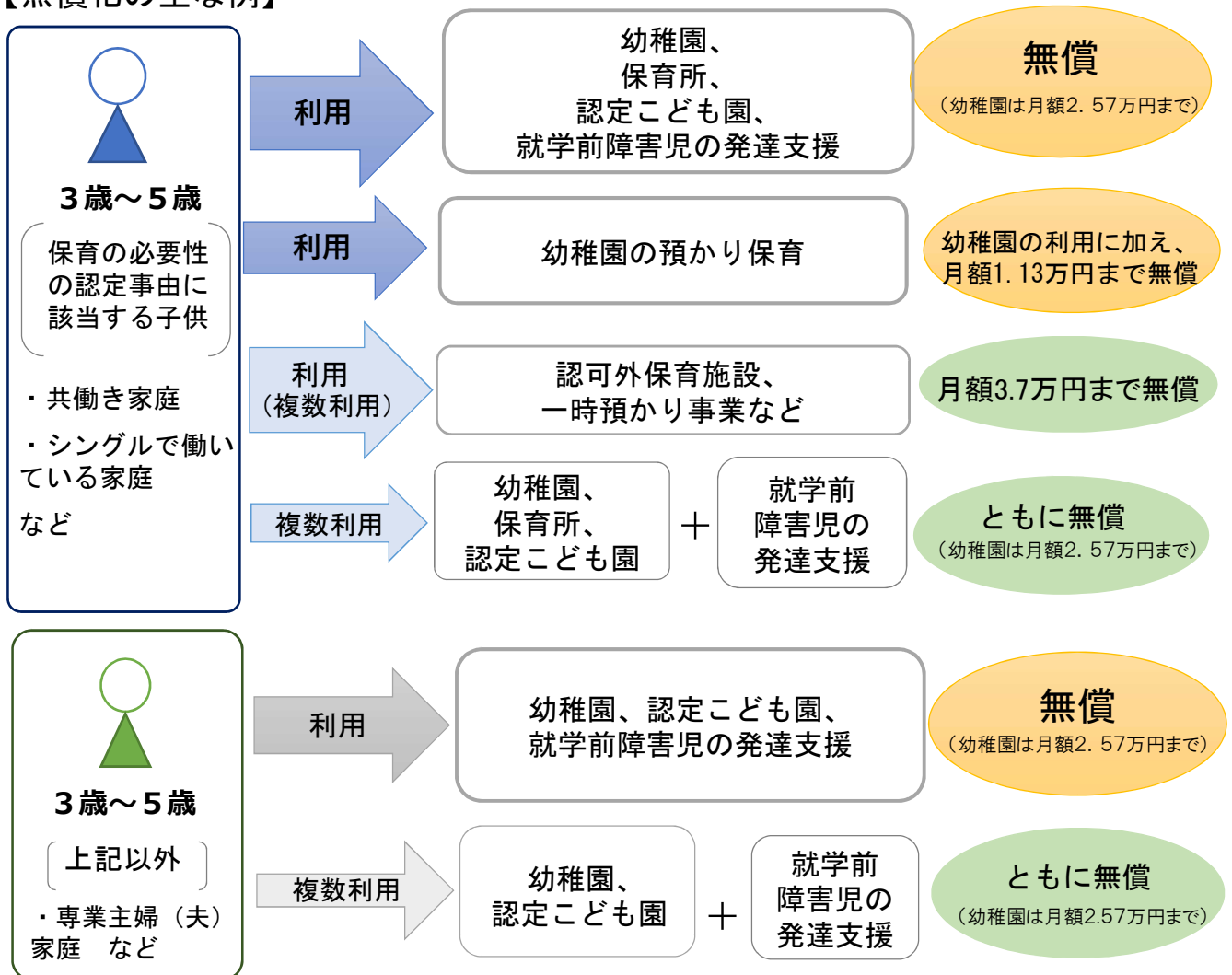
3 次期計画の策定スケジュール（案）

7 月～8 月	課題の整理（次世代協議会、子ども・子育て会議）
9 月～10 月	骨子案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
11 月～12 月	計画素案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
12 月～1 月	パブリックコメント・市町村意見照会
2 月～3 月	計画最終案協議（次世代協議会、子ども・子育て会議）
3 月	計画の決定

幼児教育・保育の無償化について

- 無償化の趣旨 「幼児教育・保育の無償化の制度化に向けた方針」 (H30. 12. 20)
幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う
幼児教育の重要性
- 経緯
 - H29. 12. 8 「新しい経済政策パッケージ」閣議決定
 - H30. 6. 15 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定
 - R元. 5. 10 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 成立
 - R元. 10. 1 制度開始

【無償化の主な例】



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償）。

- (注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、住所地の市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
- (注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。
- (注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。